

10 長期信用銀行が信託兼営銀行である場合における第一項第十一号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該長期信用銀行の信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社」とあるのは、「当該長期信用銀行又はその信託子会社等が合算して、当該長期信用銀行の子会社」とする。

第十六条の四第一項第九号を同項第十二号とし、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号口中「保険専門関連業務を」の下に「当該長期信用銀行持株会社が信託兼営銀行、信託専門会社及び信託業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第五号に掲げる信託専門関連業務を」を加え、同号を同項第十号とし、同項第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 信託業を営む外国の会社（第六号に掲げる会社に該当するものを除く。）

第十六条の四第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

第十六条の四第一項第二号の一」を同項第三号とし、同条第三項中「から第七号まで若しくは第九号」を「から第十号まで若しくは第十一号」に改め、同条第六項中「第一項第七号」を「第一項第十号」に改める。

(貸付信託法の一部改正)

第三十九条 貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「信託会社（信託業務を営む銀行を含む。）を「信託会社等（信託会社（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けた者をいう。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けた金融機関をいう。次項第十一号において同じ。）をいう。」に、「基づいて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第十一号中「信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条」を「信託業務を営む金融機関が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四」に改める。

第四条第一項及び第五条第一項中「信託会社」を「信託会社等」に改める。

第七条第一項中「信託会社」を「信託会社等」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 信託会社等の商号又は名称

第八条第四項中「代表取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十一号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、代表執行役）」を「信託会社等を代表する役員」に改め、同項第一号中「商号」の下に「又は名称」を加える。

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第四十条 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正）

第四十一条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「信託会社」を「信託業者」に改める。

(信用保証協会法の一部改正)

第四十二条 信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第四項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第四十三条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

第五十八条の二第十一項中「信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第二項ただし書」を「信託

業法（平成十六年法律第 号）第十四条第二項ただし書」に改める。

第五十八条の五第一項第一号中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務」を「信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）」に改め、同項中第四号を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 信託業法第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら営む会社（以下「信託

専門会社」という。)

六 従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては主として当該労働金庫連合会又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限るものとし、金融関連業務を営む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

口 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。）当該

会社の議決権について、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 証券専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びハに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 保険専門関連業務を営むもの（イ、ロ及びニに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの（イ、ハ及びニに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（信託子

会社等を除く。) が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

第五十八条の五第一項第二号の二を同項第三号とし、同条第二項第一号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「又は保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。第四号において同じ。）」を「保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。第四号において同じ。）」又は信託業（信託業法第二条第一項（定義）に規定する信託業をいう。第五号において同じ。）」に改め、同項第六号口中「前項第六号」を「前項第八号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号口中「前項第六号」を「前項第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条の五第二項に次の一号を加える。

八 信託子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）

四 信託専門会社

ハイ又は口に掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該労働金庫連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条の五第三項中「から第四号まで又は第六号」を「から第六号まで又は第八号」に改め、同条

第六項中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改め、同条に次の一項を加える。

7 労働金庫連合会が第五十八条の二第四項の規定により同項に規定する信託業務を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「当該労働金庫連合会の信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社」とあるのは、「当該労働金庫連合会又はその信託子会社等が合算して、当該労働金庫連合会の子会社」とする。

第五十八条の六第一項中「から第四号まで及び第六号」を「から第六号まで及び第八号」に改める。

第九十一条第二号中「第四号若しくは第五号」を「第六号若しくは第七号」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第四十四条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一百三十条第五項中「（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）」を「（信託業法（平成十六年法律第二号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）、信託業務を営む金融機関」に改める。

第一百三十条の一第一項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加え、同条第二項中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金融機関」を加え、同条第三項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加える。

第一百三十六条の三第一項第一号中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金融機関」を加える。

第一百五十九条第六項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加える。

第一百五十九条の二第一項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加え、同条第二項中「信託会社」の下に「又は信託業務を営む金融機関」を加える。

（日本道路公団法の一部改正）

第四十五条 日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第八項中「基き」を「基づき」に、「信託会社」を「信託業者」に改める。

(日本原子力研究所法の一部改正)

第四十六条 日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）」に改める。

(預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正)

第四十七条 預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「信託会社」を削り、同条第二項中「信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四」に改める。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)

第四十八条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十一年法律第百六十四号）の

一部を次のように改正する。

第四十九条の三第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(企業担保法の一部改正)

第四十九条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「信託会社」の下に「（信託業法（平成十六年法律第 号）第二条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）」を加える。

(航空機工業振興法の一部改正)

第五十条　航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第三号を次のように改める。

三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(首都高速道路公団法の一部改正)

第五十一条　首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第八項中「信託会社」を「信託業者」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第五十二条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一百二十八条第三項中「（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）」を「（信託業法（平成十六年法律第 号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）、信託業務を営む金融機関」に改め、同条第四項及び第五項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加える。

第一百三十七条の十五第四項及び第六項中「信託会社」の下に「信託業務を営む金融機関」を加える。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第五十三条 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項第三号中「銀行」を「金融機関」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第五十四条 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第四項中「信託会社」を削る。

(商店街振興組合法の一部改正)

第五十五条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第五十六条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(核燃料サイクル開発機構法の一部改正)

第五十七条 核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第五十八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中十一の項を削り、十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項の次に次のように加える。

八 金融庁又は財務省

信託業法（平成十六年法律第 号）による同法第三条の免
許、同法第七条第一項の登録、同条第三項（同法第五十四条第二
項において準用する場合を含む。）の更新、同法第十二条第一項
若しくは第二項若しくは第十七条第一項（同法第二十条において
準用する場合を含む。）の届出、同法第三十六条第一項、第三十
七条第一項、第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項（同条
第五項（同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）
及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の認
可、同法第五十二条第一項の登録、同法第五十三条第一項の免
許、同法第五十四条第一項の登録、同法第五十六条第一項若しく
は第二項の届出、同法第六十七条第一項の登録、同法第七十一条

第一項の届出、同法第八十六条第一項の登録、同条第三項の更新又は同法第九十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(石油公団法の一部改正)

第五十九条 石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三号を次のように改める。

三 信託業務を當む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第六十条 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十一條第六項中「信託業務を當む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を當む金融機関」に改める。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)

第六十一条 本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第二項第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）」に改める。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第六十二条 外国証券業者に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「信託会社」を削る。

第六条第一項第八号中「特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）」を削る。

第十四条第一項並びに第二十二条第一項第四号及び第五号中「信託会社」を削る。

(外国証券業者に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十三条 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなく

なつた日から五年を経過しない者については、前条の規定による改正後の外国証券業者に関する法律第六条第一項第八号に該当する者とみなす。

(預金保険法の一部改正)

第六十四条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条」を「金融機関の信託業務の兼當等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四」に改める。

第一百三十一条第七項中「信託業務を當む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を當む金融機関」に改める。

第一百三十二条第一項中「（昭和十八年法律第四十三号）」を削る。

第一百五十三条第三項第三号中「第十条各号」を「第十五条各号」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第六十五条 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「信託会社」を削り、「その他の金融機関」の下に「信託会社（信託業法

(平成十六年法律第 号) 第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。次条第一項(第五号を除く。)において同じ。」を加える。

第六条の二第一項中「(信託業務を兼営する銀行を含む。)」を「信託業務を兼営する金融機関」に改め、同項第五号中「金融機関」の下に「信託会社」を加える。

第六条の三第二項第五号中「金融機関」の下に「信託会社」を加える。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第六十六条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「信託会社」を削る。

(日本下水道事業団法の一部改正)

第六十七条 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第三号中「銀行又は信託会社」を「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第六十八条 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条」を「金融機関の信託業務の兼當等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四」に改める。

第一百四条第七項中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に、「信託業務を営む銀行若しくは信託会社」を「信託会社若しくは信託業務を営む金融機関」に改める。

第一百十五条第一項中「（昭和十八年法律第四十三号）」を削る。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正）

第六十九条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四項中「信託会社」を削る。

（森林組合法の一部改正）

第七十条 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。